

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十一第二項（法第二十一条の五の二十六第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

法第二十四条の十五第二項及び第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の五様式のとおりとする。

法第二十四条の三十四第二項及び第二十四条の三十九第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の六様式のとおりとする。

法第五十七条の三第三項、第五十七条の三の二第二項及び第五十七条の三の三第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の七様式のとおりとする。

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等（指定医療機関（法第六条の一第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

- 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等及び指定医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

- 一 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、

住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（前条第三号に掲げる者である場合に限る。）

指定障害児事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第十八条の三十九 法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければ

ならない。

第十八条の四十 厚生労働大臣は、指定障害児通所支援事業者が法第二十一条の五の二十七第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児通所支援事業者の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第十八条の四十一 法第二十一条の五の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、診療所とする。

第十八条の四十二 市町村は、法第二十一条の五の二十八第一項の規定に基づき、毎月、肢体不自由児通所医療費を支給するものとする。

通所給付決定に係る障害児が法第二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、同条第四項の規定に基づき通所給付決定保護者に支給すべき肢体不自由児通所医療費は当該指定障害児通所支援事業者等に対して支払うものとする。

第十八条の四十三 令第二十五条の十二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて

、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十四 令第二十五条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び第二十五条の二十四の三において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び

遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百八号）

第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく
特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第十八条の四十五 令第二十五条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態と

なるものとする。

第十八条の四十六 令第二十五条の十二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十七 令第二十五条の十二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が千円（十八歳以上の通所者（法第二十一条の五の十三第一項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができる」とされた者をいう。以下同じ。）にあつては、一万円）を下回る場合には千円（十八歳以上の通所者にあつては、一万円）とする。）とする。ただし、令第二十五条の十二第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百

円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

前項の規定にかかわらず、要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。第二十五条の二十五第二項において同じ。）である者であつて、令第二十五条の十二第二項第二号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額を千円（十八歳以上の通所者にあつては、一万円）としたならば保護を必要とする状態となるものに係る当該額は、千円（十八歳以上の通所者にあつては、一万円）とする。

第十八条の四十八 都道府県知事が法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしている場合においては、法第二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定障害児通所支援事業者等が行つた医療に係る肢体不自由児通所医療費を請求す

るものとする。

前項の場合において、市町村は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、都道府県知事が当該指定障害児通所支援事業者等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第二百七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その肢体不自由児通所医療費を支払うものとする。

法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第二十四条第一項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）」を「就学前保育等推進法」に改める。

第二十五条第一項第一号の二中「（就学前保育等推進法第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第二十五条の二中「次の各号に掲げる指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 被服費

四 日用品費

五 その他指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所給付決定保護者に負担させることが適當と認められるもの
第二十五条の二の二を削る。

第二十五条の三中「第二十七条の二第一項第四号」を「第二十七条の二第四号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「負担上限月額」を「障害児入所支援負担上限月額」に、「同項に」を「同条に」に改め、「（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）」
を削り、「同項第四号」を「同条第四項」に改める。

第二十五条の七第一項各号列記以外の部分中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同項第三号中「障害児に関する障害児施設給付費」を「障害児の保護者に関する障害児入所給付費」に改め、同項第五号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「障害児に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）」を「障害児の保護者に関する介護給付費等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

第二十五条の七第二項第一号中「負担上限月額」を「障害児入所支援負担上限月額」に改め、同項第二号中「障害児施設医療（）」を「障害児入所医療（）」に、「障害児施設医療を」を「障害児入所医療を」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に、「第二十七条の十一第一項」を「第二十七条の十三第一項」に、「第五十条の二第二項」を「第二十七条の十五」に改め、同項第三号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第四項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同

条第五項中「負担上限月額等（負担上限月額、障害児施設医療負担上限月額）」を「障害児入所支援負担上限月額等（障害児入所支援負担上限月額、障害児入所医療負担上限月額）」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第六項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第七項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「負担上限月額等」を「障害児入所支援負担上限月額等」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第九項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第十項中「施設支給決定保護者」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第十一項を「入所給付決定保護者」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第十二項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改める。

第二十五条の八第三号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第八号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「障害児」の下に「の保護者」を加え、同号を同条

第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

第二十五条の九中「施設給付決定を」を「入所給付決定を」に、「負担上限月額等」を「障害児入所支援負担上限月額等」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第二十五条の十中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「次の各号に掲げる指定施設支援の種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間」を「三年」に改め、同条各号を削る。

第二十五条の十一各号列記以外の部分中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第二号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同条第三号中「施設受給者証番号」を「入所受給者証番号」に改め、同条第四号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第五号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第六号中「負担上限月額等」を「障害児入所支援負担上限月額等」に改める。

第二十五条の十二中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定

「入所支援」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改める。

第二十五条の十三を次のように改める。

第二十五条の十三 削除

第二十五条の十四第一項中「施設給付決定の」を「入所給付決定の」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第二項中「施設給付決定保護者の施設受給者証」を「入所給付決定保護者の入所受給者証」に改める。

第二十五条の十五第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二号から第四号までの規定中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第二十五条の十七第一項各号列記以外の部分中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「高額障害福祉サービス費」を「高額障害福

祉サービス等給付費」に改め、同項第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証番号」を「入所受給者証番号」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「（令第二十七条の四第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）」を削り、「同項第三号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「第二十七条の四第一項各号」を「第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具であつて、入所給付決定に係る障害児が使用するものに係る同項第四号」に改め、同項第四号中「施設給付決定保護者と」を「入所給付決定保護者と」に、「当該施設給付決定保護者」を「当該入所給付決定保護者」に、「施設給付決定保護者又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十八条第二号に規定する支給決定障害者等をいう。）」を「通所給付決定保護者、入所給付決定保護者、支給決定障害者等又は補装具費支給対象障害者等」に、「指定施設支援又は」を「障害児通所支援若しくは指定入所支援若しくは」に改め、「（同条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）」を削り、「受けた」の下に「又は補装具を購入若しくは修理をした」を加え、「施設受給者証番号」を「通所受給者証番号、入所受給者証番号」に改め、「（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。）

」及び「（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）」を削る。

第二十五条の十八中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設給付決定に」を「入所給付決定に」に、「二十歳未満」を「二十歳未満」に改め、「及び二十歳以上であつて、令第二十七条の二第一項第四号に掲げる者に該当するもの」を削る。

第二十五条の十九第一項各号列記以外の部分中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第二号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる書類」を「入所受給者証」に改め、ただし書及び各号を削り、同条第三項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第四項中「第二項第一号及び第二号」の下に「に掲げる書類」を加え、「第二十五条の十九第二項第一号及び第二号」を「入所受給者証」に改める。

第二十五条の二十を次のように改める。

第二十五条の二十 削除

第二十五条の二十一第一項各号列記以外の部分中「指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を「指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同項第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同項第五号中「又は診療所」を削り、同項第六号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同項第八号中「管理者」の下に「及び児童発達支援管理責任者」を加え、同項第十三号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費（障害児施設医療」を「障害児入所医療費（障害児入所医療」に改め、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号の次に次の二号を加える。

十四 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第二十五条の二十一第二項を次のように改める。

法第二十四条の十第一項の規定に基づき指定障害児入所施設の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

第二十五条の二十一に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第二十五条の二十一の二第二項中「（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）」を削る。

第二十五条の二十二中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「前条第一項第一号」を「第二十五条の二十一第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改める。

第二十五条の二十三及び第二十五条の二十三の二を次のように改める。

第二十五条の二十三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の厚生

労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている施設の数が一以上二十未満の指定障害児入所施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること。

二 指定を受けている施設の数が二十以上百未満の指定障害児入所施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている施設の数が百以上の指定障害児入所施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十三の二 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する

法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下の条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一 施設の名称、主たる施設の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている施設の数が二十以上の指定障害児入所施設等の設置者である場合に限る。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている施設の数が百以上の指定障害児入所施設等の設置者である場合に限る。）

指定障害児入所施設等の設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項について、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二

十五第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、当該変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十三の一の次に次の二条を加える。

第二十五条の二十三の三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第二十五条の二十三の四 厚生労働大臣は、指定障害児入所施設等の設置者が法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児入所施設等の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十五条の二十四第一項中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第二項中「施設給付決定に」を「入所給付決定に」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療を」を「障害児入所医療を」に、「第二十四条の二十第四項」を「第二十四条の二十第三

項」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

第二十五条の二十四の二中「第二十七条の十一第一項第二号」を「第二十七条の十三第一項第二号」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改める。

第二十五条の二十四の三中「第二十七条の十一第一項第三号」を「第二十七条の十三第一項第三号」に改め、同条第一号中「（昭和三十四年法律第一百四十一号）」、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同条第二号中「（昭和二十九年法律第一百十五号）」を削り、同条第三号中「（昭和十四年法律第七十三号）」を削り、同条第四号中「（昭和三十三年法律第一百二十八号）」及び「（昭和六十年法律第一百五号）」を削り、同条第五号中「（昭和三十七年法律第一百五十二号）」及び「（昭和六十年法律第一百八号）」を削り、同条第六号中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」及び「（昭和六十年法律第一百六号）」を削り、同条第七号中「（平成十三年法律第一百一号）」を削り、同条第八号中「（平成十六年法律第一百六十六号）」を削り、同条第九号中「（昭和二十一年法律第五十号）」を削り、同条第十号中「（昭和二十六年法律第一百九十一号。）」を削

り、同条第十一号中「（昭和四十二年法律第二百二十一号）」を削り、同条第十二号中「（昭和三十九年法律第二百三十四号）」を削る。

第二十五条の二十四の四中「第二十七条の十一第一項第三号」を「第二十七条の十三第一項第三号」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改める。

第二十五条の二十四の五中「第二十七条の十一第一項第四号」を「第二十七条の十三第一項第四号」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改める。

第二十五条の二十五条第一項中「第二十七条の十一第二項」を「第二十七条の十三第二項」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「加齢児（法第六十三条の三の二第一項又は第二項）」を「十八歳以上の入所者（法第二十四条の二十四第一項）」に、「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に、「加齢児に」を「十八歳以上の入所者に」に、「同条第一項第一号」を「令第二十七条の十三第一項第一号」に改め、同条第二項中「（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）」を削り、「第二十七条の十一第二項第二号」を「第二十七条の十三第二項第二号」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「加齢児」を「十八歳以上の入所者」に改める。

第二十五条の二十六第一項中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、「（平成十二年厚生省令第二十号）」を削り、同条第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条の次に次の十条を加える。

第二十五条の二十六の二 法第二十四条の二十四第一項に規定する厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等は、指定障害児入所施設等とする。第二十五条の二十六の三 法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受けようとする障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児相談支援対象保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び障害児相談支援対象保護者との続柄

前項の申請書には、通所受給者証を添付しなければならない。

市町村は、第一項の申請を行つた障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規

定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。

支給期間は、障害児支援利用援助を実施する月から通所給付決定保護者に係る通所給付決定の有効期間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

第二十五条の二十六の四 市町村は、次の各号に掲げる場合には、障害児相談支援給付費の支給を行わないことができる。

一 障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 障害児相談支援対象保護者が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

前項の規定により障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事

項を書面により当該障害児相談支援給付費に係る障害児相談支援対象保護者に通知し、通所受給者証の提出を求めるものとする。

- 一 障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした旨
- 二 通所受給者証を提出する必要がある旨

三 通所受給者証の提出先及び提出期限

前項の障害児相談支援対象保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

市町村は、第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした場合には、通所受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

第二十五条の二十六の五 市町村は、法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき、毎月、障害児相談支援給付費を支給するものとする。

第二十五条の二十六の六 法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事

業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及び相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る障害児相談支援給付費の請求に関する事項

十二 法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第四号、第十一号及び第十四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十四条の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、他の指定障害児相談支援事業者と連携することにより事業の

主たる対象としていない種類の障害についても対応可能な体制を確保している場合又は身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合に該当することを含む。）

二 障害者自立支援法第八十九条の二に規定する自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。

三 当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該障害児相談支援事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

法第二十四条の二十九第一項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第二十五条の二十六の七 指定障害児相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

指定障害児相談支援事業者は、休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするとき

は、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - 二 廃止し、又は休止しようとする理由
 - 三 現に指定障害児相談支援を受けている者に対する措置
 - 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
- 第二十五条の二十六の八 法第二十四条の三十八第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること。
 - 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
 - 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をする

こと、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十六の九 指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

- 一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が二十以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。）
- 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。）

指定障害児相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当

該変更に係る事項について、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十六の十 法第二十四条の三十九第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第二十五条の二十六の十一 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が法第二十四条の四十第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児相談支援事業者の指定を行つた市町村長に通知しなければならない。

第三章中第三十六条の三十一の前に次の二条を加える。

第三十六条の三十の二 法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりと

する。

一 事業の種類及び内容

二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三 条例、定款その他の基本約款

四 運営規程

五 職員の定数及び職務の内容

六 主な職員の氏名及び経歴

七 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

八 事業開始の予定年月日

法第三十四条の三第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十の三 法第三十四条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりと

する。

一 廃止又は休止しようとする年月日

二 廃止又は休止の理由

三 現に便宜を受け又は通所している者に対する措置

四 休止しようとすると場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十一中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の四第一項」に改める。

第三十六条の三十二中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の四第三項」に改める。

第三十六条の三十三中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改める。

第三十六条の三十四中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条的十二第三項」に改める。

第三十六条の三十五中「第三十四条的十二」を「第三十四条的十三」に改める。

第三十六条の三十六中「第三十四条的十四第一項」を「第三十四条的十五第一項」に改める。

第三十六条の三十七中「第三十四条的十四第三項」を「第三十四条的十五第三項」に改める。

第三十六条の三十八第一項各号列記以外の部分中「第三十四条的十五」を「第三十四条的十六」に改め

、同項第二号中「第三十四条の十九第一項第四号」を「第三十四条の二十第一項第四号」に改める。

第三十六条の三十九第二項中「第三十四条の十七」を「第三十四条の十八」に改める。

第三十六条の四十中「第三十四条の十八」を「第三十四条の十九」に改める。

第三十六条の四十一第三項第四号中「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号」に改める。

第三十六条の四十三第一項第二号中「第三十四条の十九第一項第一号」を「第三十四条の二十第一項第一号」に改め、同項第三号中「第三十四条の十九第一項第二号」を「第三十四条的二十第一項第二号」に改める。

第三十六条の四十四第二項第一号中「第四十五条第二項」を「第四十五条の二第二項」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

第三十九条の二 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約

の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことができる。

国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第四十九条の八第一項中「及び第六号」を「、第六号から第九号まで及び第十号」に改め、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六 法第二十一条の五の二十六第一項及び第四項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する権限

七 法第二十一条の五の二十七（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する

権限

- 八 法第二十四条の三十九第一項及び第四項に規定する権限
九 法第二十四条の四十に規定する権限

第四十九条の八第二項中「第七号」を「第十一号」に改める。

第五十条の二中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条の表を次のように改める。

第四条第二項	都道府県知事	第一条の二十九 第一条の三十一第一項 第一条の三十六 第一条の三十七 第一条の三十八 第四条第一項
都道府県内	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
指定都市内及び児童相談所設		

				第五条
第十八条	第十六条	第十五条	第十四条	第八条第一項及び第二項
都道府県知事	都道府県知事	都道府県は、	都道府県は、	都道府県知事
指定都市の市長及び児童相談所設置 所設置市の市長	指定都市の市長及び児童相談所設置 所設置市の市長	指定都市の市長及び児童相談所設置 所設置市の市長	指定都市の市長及び児童相談所設置 所設置市の市長	指定都市の市長及び児童相談 所設置市の市長

			第十八条の二十七
			第十八条の二十八
			第十八条の二十九
			第十八条の三十
			第十八条の三十一
			第十八条の三十二第四項
			第十八条の三十五
			第十八条の四十
			第十八条の四十八
		都道府県	第二十五条の七
			第二十五条の九
			第二十五条の十一
			第二十五条の十四
			第二十五条の十七
	市	指定都市及び児童相談所設置	

			第二十五条の十九
第十六条	第二十五条の二十一 第二十五条の二十二 第二十五条の二十三の四	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第二十七条	第二十五条の二十二 第二十五条の二十六 第二十五条の二十九	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第二十八条	第二十五条の二十六 第二十五条の二十九	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市
第三十二条において準用する第二			

第三十二条において準用する第二

十七条

第三十四条の二

第三十四条の三

第三十六条の二

市町村長を経て、都道府県知事
に

都道府県

第三十六条の八第三項

都道府県知事

第三十六条の二十四

所設置市の市長

第三十六条の二十六第一項

指定都市の市長及び児童相談

項及び第五項

所設置市の市長

第三十六条の二十六第二項、第四

指定都市及び児童相談所設置

第三十六条の二十七第一項

指定都市の市長及び児童相談

第三十六条の二十八

所設置市の市長

都道府県知事

都道府県

市

指定都市及び児童相談所設置

所設置市の市長

					第三十六条の二十九
第三十六条の四十一第三項	都道府県知事	都道府県	都道府県知事	都道府県	都道府県
第三十六条の四十二	指定都市及び児童相談所設置市	指定都市及び児童相談所設置市	指定都市の市長及び児童相談所設置市	指定都市の市長及び児童相談所設置市	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の四十三	所設置市の市長	所設置市の市長	所設置市の市長	所設置市の市長	所設置市の市長
第三十六条の四十四	所設置市の市長	所設置市の市長	所設置市の市長	所設置市の市長	所設置市の市長

							第三十六条の四十六第二項
第三十九条第二項		第三十七条第六項		第三十七条规定		都道府県知事	第三十六条の四十七
都道府県知事	都道府県の知事	都道府県知事	市町村	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談	所設置市の市長	指定都市の市長及び児童相談
指定都市の市長及び児童相談	所設置市の市長	指定都市の市長及び児童相談	市以外の市町村	指定都市及び児童相談所設置	指定都市の市長及び児童相談		

				第五十条の三の表を次のように改める。
第十九条の七第一項	都道府県知事	都道府県知事	都道府県は、	所設置市の市長
第八条第一項及び第二項	第八条第三項	第八条第一項及び第二項	都道府県は、	指定都市の市長及び児童相談

		第十八条の二十七
		第十八条の二十八
		第十八条の二十九
		第十八条の三十
		第十八条の三十一
		第十八条の三十二第四項
		第十八条の三十五
		第二十五条の二十一
		第二十五条の二十二
		第三十六条の三十一第二項
	都道府県知事	第三十七条第二項
都道府県知事（助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）について、中核市		

第三十七条第四項 第三十七条第五項	都道府県知事	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	の市長）
第三十七条第六項 第三十八条第二項及び第三項	都道府県知事	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）
第四十九条の七第一項	都道府県知事	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）

第五十一条の二を次のように改める。

第五十一条の二 平成二十七年三月三十一日までの間は、第十八条の十二の規定の適用については、同条

中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする。

第五十一条の三を次のように改める。

第五十一条の三 平成二十四年九月三十日までの間は、第十八条の三十八第一項、第二十五条の二十三の二第一項及び第二十五条の二十六の九第一項の規定の適用については、これらの規定中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十四年九月三十日までに」とする。

第五十一条の四から第五十一条の七までを削る。

第三号様式表中「第三十四条の四、第三十四条の十三、第三十四条の十六」を「第三十四条の五、第三十四条の十四、第三十四条の十七」に改め、同様式裏中「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に改め、「ために必要があると認めるときは」の下に「、障害児通所支援事業等」を加え、「第三十四条の十三」を「第三十四条の十四」に、「第三十四条の十六」を「第三十四条の十七」に、「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に改める。

第四号様式表中「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に改め、同様式裏中「児童福祉法第三十四条の四」を「児童福祉法第三十四条の五」に、「障害児相談支援事業等」を「障害児通所支援事業等、児童

自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業」に、「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に、「第二十一条の九の五第一項、第三十四条の四第一項、第三十四条の五」を「第二十一条の四第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六」に改める。

第十三号の四様式を次のように改める。



第十三号の四様式（第十八条の三十六第一項関係）

（表面）

		児童福祉検査証	
		官職 又は職名	第 号
写		氏名	
		生年月日	
真	児童福祉法第二十一条の五の二十一及び第二十一条の五の二十六に定める当該職員であることを証する。		
	平成 年 月 日 交付		
	厚生労働大臣		
	都道府県知事		
	市（区）町村長		
印			

（裏面）

児童福祉法（抄）

第二十一条の五の二十一 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業者の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児通所支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④ （略）

第二十一条の五の二十六 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児事業者等若しくは当該指定障害児事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児事業者等の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他の指定通所支援の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②～④ （略）

⑤ 第二十一条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

第十三号の四様式の次に次の三様式を加える。



第十三号の五様式（第十八条の三十六第二項関係）

(表面)

児童福祉検査証	
写 真	官職 又は職名
	氏名
	生年月日
児童福祉法第二十四条の十五及び第二十四条の十九の二に定める当該職員であることを証する。	
平成 年 月 日 交付	第 号
厚生労働大臣 都道府県知事 市（区）町村長	印

(裏面)

児童福祉法（抄）

第二十一条の五の二十一（略）

② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④（略）

第二十一条の五の二十六（略）

②～④（略）

⑤ 第二十一条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。第三十四条の十五 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下この項において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児入所施設等、当該指定障害児入所施設等の設置者の事務所その他当該指定障害児入所施設等の運営に関する場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑥ 第二十一条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

注意

1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

第十三号の六様式（第十八条の三十六第三項関係）

（表面）

		児童福祉検査証	
写 真	官職 又は職名	第 号	
	氏名		
	生年月日		
	児童福祉法第二十四条の三十四及び第二十四条の三十九に定める当該職員であることを証する。		
平成 年 月 日 交付			
厚生労働大臣			
都道府県知事			
市（区）町村長			
印			

（裏面）

児童福祉法（抄）

第二十一条の五の二十一（略）

② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④（略）

第二十四条の三十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児相談支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他指定障害児相談支援の事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第二十一条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の三十九 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他の指定障害児相談支援の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②～④（略）

⑤ 第二十一条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

第十三号の七様式（第十八条の三十六第四項関係）

(表面)

		児童福祉検査証	
写 真	官 職 又は職名	第 号	
	氏 名		
	生年月日		
	児童福祉法第五十七条の三、第五十七条の三の二及び第五十七条の三の三に定める当該職員であることを証する。		
平成 年 月 日 交付		印	
厚生労働大臣			
都道府県知事			
市（区）町村長			

(裏面)

児童福祉法（抄）
第二十一条の五の二十一（略）
② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
④ （略）
第五十七条の三 市町村は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
② 都道府県は、障害児入所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
③ 第二十一条の五の二十一第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。
第五十七条の三の二 市町村は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行なう事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
② 第二十一条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
第五十七条の三の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
② 厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児入所支援の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
③ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行なった者若しくはこれを使用した者に対し、その行なった障害児通所支援若しくは障害児相談支援に関し、報告若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対し質問させることができる。
④ 厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、障害児入所支援を行なった者若しくはこれを使用した者に対し、その行なった障害児入所支援に関し、報告若しくは当該障害児入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対し質問させることができる。
⑤ 第二十一条の五の二十一第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。
注意
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

第十五号様式裏中「（第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第一項、第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項、第三十四条の六」に改める。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第三条 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「行うものに限る。」の下に「又は障害児相談支援事業」を加え、「知的障害児施設、知的障害児通園施設」を「福祉型障害児入所施設」に改め、同条第六号中「、障害者自立支援法附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健及び精神障害者地域生活援助事業を行う施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設又は障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設」を削り、同条第十四号を削り、同条第十五号を同条第十四号とする。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第四条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第十六条第一項第三号中リを又とし、イからチまでを口からリまでとし、同号口の前に次のように加える。

イ 障害児相談支援事業

第十六条第一項第六号中「相談支援事業」を「一般相談支援事業及び特定相談支援事業」に改める。

附則第六項中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設」に改め、同条第十三号中「相談支援事業」を

「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に改める。

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第六条 次に掲げる省令の規定中「の給付又は」の下に「同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは」を加え、「第六十三条の三の二第三項」を「第二十四条の二十四第二項」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第一号、第一百六条第一項第一号及び第一百七条第一号

二 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第一号、第九十六条第一項第一号及び第九十七条第一号

三 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第五条の五第一号、第二十七条の十二第一号及び第二十七条の十五第一項第一号

四 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）

第一条第一項第一号

（労働基準法施行規則の一部改正）

第七条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号ロの(4)中「債権」を「債券」に改める。

第三十三条第一項第二号中「、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設」を「及び障害児入所施設」に改める。

（予防接種法施行規則及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八条 次に掲げる省令の規定中「、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は肢体不自由児施設」を「又は福祉型障害児入所施設」に、「肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

一 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第九条

二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生

労働省令第百五十三号）第四条の二

（医療法施行規則の一部改正）

第九条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三第一項第一号中「第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二項若しくは第六十八条第一号に規定する施設」を「第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設」に改める。

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第十一条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表の下欄中「第二十一条の二（同法）」の下に「第二十一条の五の二十九及び」を加え、「第六十三条の三の二第三項」を「第二十四条の二十四第二項」に、「及び母子保健法」を「並びに母子保健法」に改める。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第十一条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五条第十九項」を「第五条第二十三項」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第十二条 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ中「第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二項に規定する第一種自閉症児施設を除く。）、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同令第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）」を「第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設」に改め、同号ホ中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第二十三項」を「同条第一十七項」に改める。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第十三条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一
部を次のように改正する。

第一条第一号中「児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は重症心身障害児施設」を「又は児童養護施設」に改め、同条第二号中「肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

第十四条第一号中「各号（）の下に「第一号、第二号及び」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 削除

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第十八条第一項中「当該事業主の事業所において精神保健福祉法第五十条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者」を削る。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改

正）

第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十一号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改め、同条第四十二号中「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第四十三号中「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、同条第四十四号から第四十六号までを次のように改める。

第四十四号から第四十六号まで 削除

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十七条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一百十三条の二第二号イ中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同号ロ中「同条第十一項

」を「同条第十項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同条第三号イ中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第一百七十条第一項中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「第五条第十三項」を「第五条第十
二項」に改め、同条第二項第一号中「第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第四十二条第
二号に規定する医療型障害児入所施設」に改め、同項第二号中「第七条第六項」を「第六条の二第三項」
に改める。

（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正）

第十八条 次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のよう
に改正する。

第一条第一号中「第六条の二第三項」を「第六条の三第三項」に改め、同条第二号中「第六条の二第六
項」を「第六条の三第六項」に改め、同条第三号中「第六条の二第七項」を「第六条の三第七項」に改め
る。